

小菅村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 639	千円 1,432,777	千円 275,737	千円 235,472	% 16.4	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 23	千円 68,334	千円 29,171	千円 35,084	千円 132,589

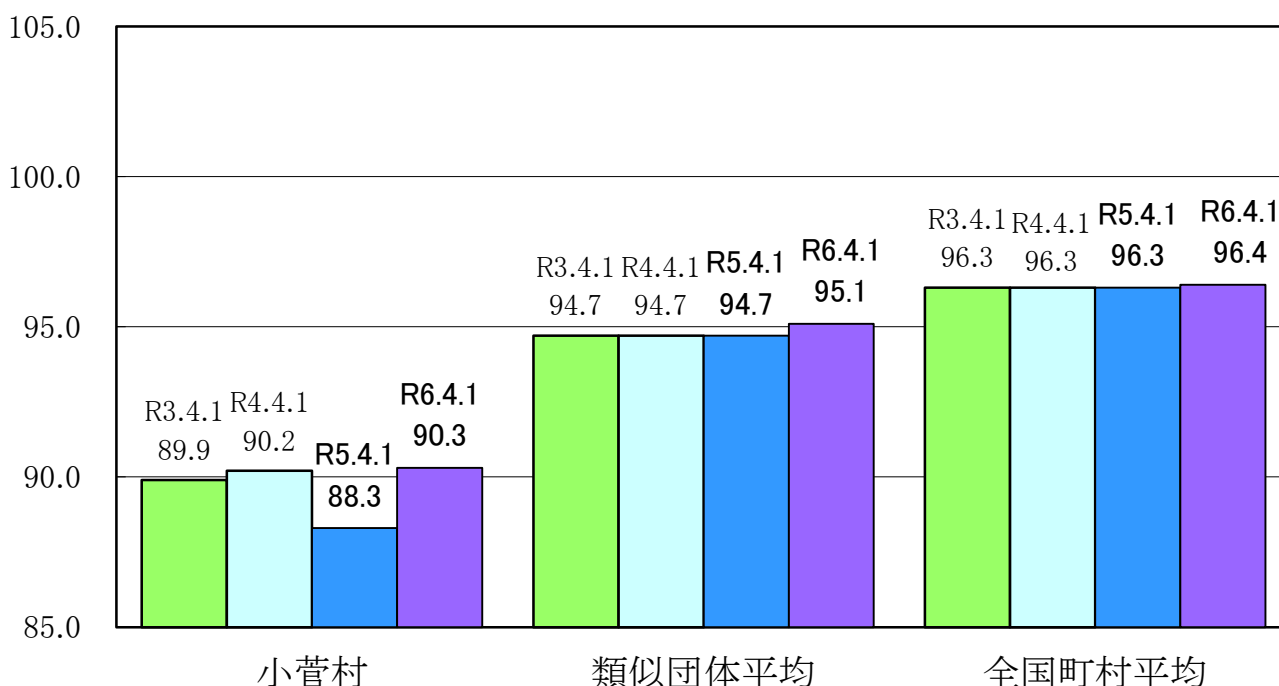
(参考)一人当た り給与費 B / A	町村類型 I - 2 平均一人当た り給与費
千円 5,765	千円 5,419

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会未設置のため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し

[実施]

- ② 地域手当の見直し

※本村では地域手当の支給なし

- ③ その他の見直し内容

なし

(6) 特記事項

特記事項なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小菅村	36.1 歳	258,682 円	293,420 円	278,820 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	37.4 歳	280,375 円	324,932 円	292,357 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、○年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		小菅村	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（6年4月1日現在）

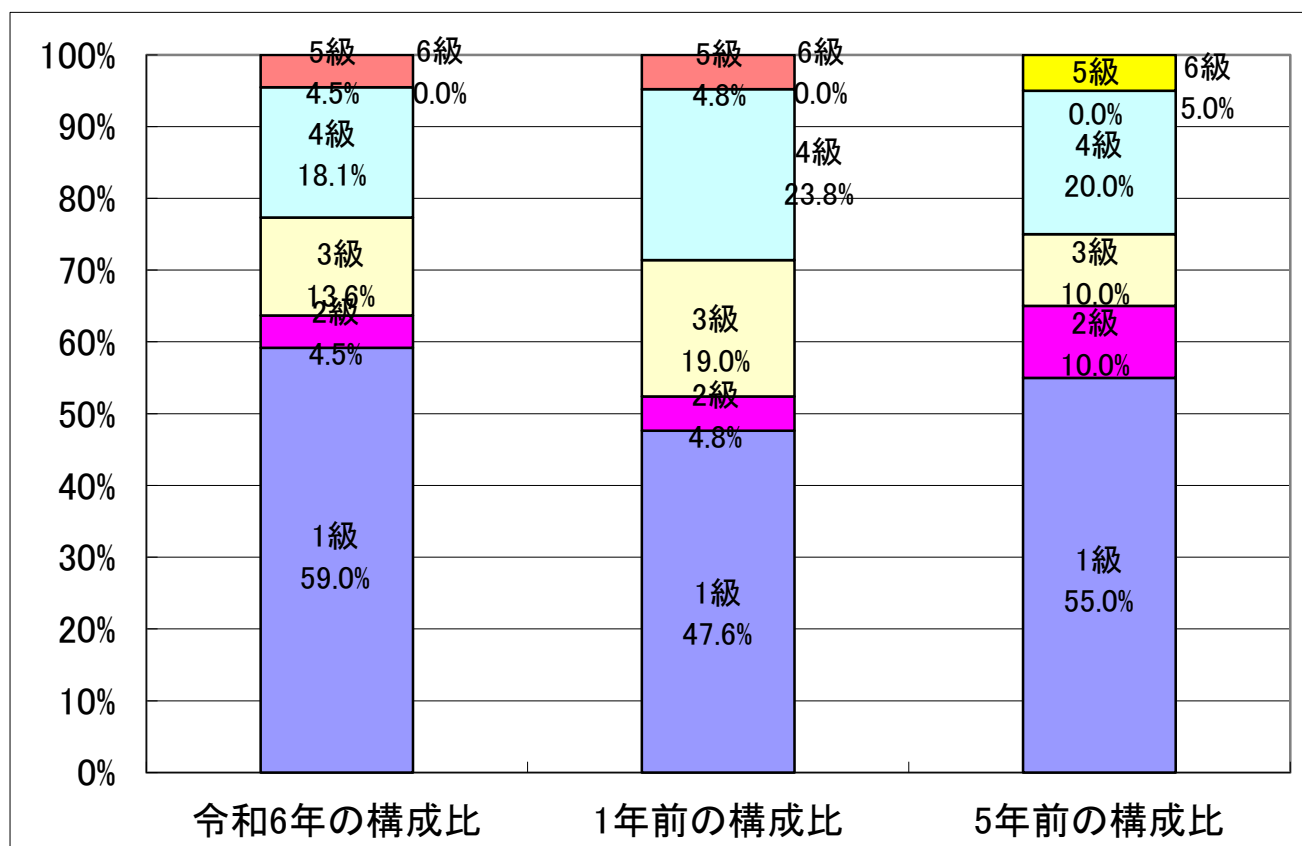
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	232,200 円	346,600 円	－ 円	365,250 円
	高 校 卒	208,000 円	－ 円	341,100 円	359,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

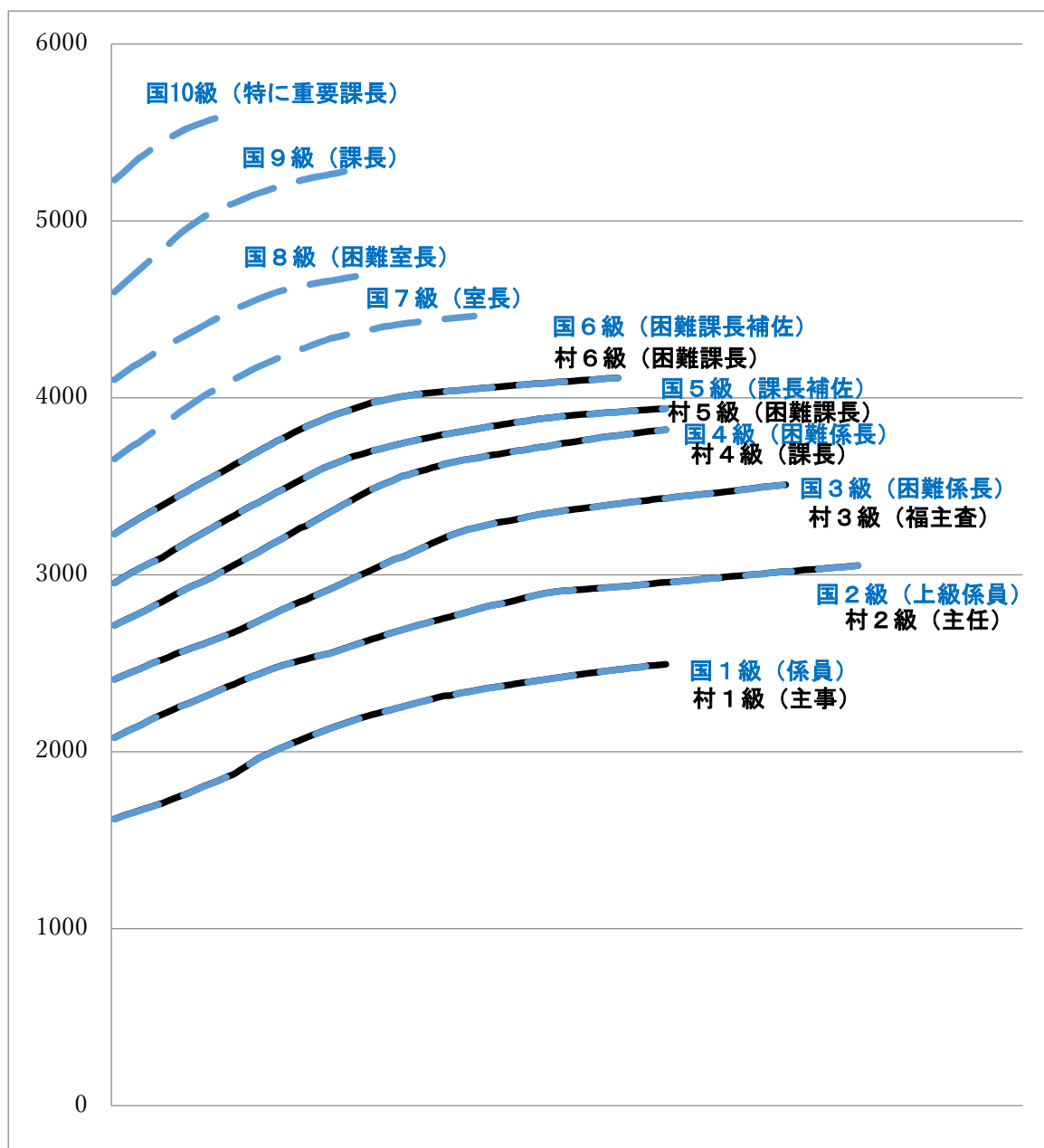
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事補、主事、技師補、又は技師の職務	13 人	59.0 %	183,500 円	258,100 円
2 級	・主任の職務 ・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	1 人	4.5 %	230,000 円	308,500 円
3 級	・課長補佐又は係長の職務 ・会計管理者	3 人	13.6 %	265,300 円	354,700 円
4 級	課長補佐の職務又は課長の職務	4 人	18.1 %	298,800 円	386,100 円
5 級	困難な業務を行う課長の職務	1 人	4.5 %	321,300 円	398,200 円
6 級	極めて困難な業務を所掌する課長の職務	0 人	0 %	355,200 円	415,700 円

- (注) 1 ○○市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小菅村）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ． 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 菅 村	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額（○年度） 1,135 千円	1人当たり平均支給（令和5年度） 1,636 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 / 勤勉手当 2.45月分 / 2.05月分 （1.375）月分 / （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 / 勤勉手当 2.45 月分 / 2.05 月分 （1.375）月分 / （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 / 勤勉手当 2.45 月分 / 2.05 月分 （1.375）月分 / （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～20 %

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小菅村）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

小 菅 村	国
（支給率） 自己都合 / 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 / 24.586875 月分 勤続25年 28.0395月分 / 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 / 47.709 月分 最高限度 47.709月分 / 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期特例措置（割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 305千円 （昨年度自己都合のみ）	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分24.58675月分 勤続25年 28.0395 月分33.27075月分 勤続35年 39.7575 月分47.709 月分 最高限度 47.709 月分47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

※本村では支給なし

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

※本村では支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	3,156 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	131 千円
支給実績（4年度決算）	2,564 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	128 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子等の扶養 1人 10,000円 特定扶養は 5,000円加算	国と同じ		千円 1,698	円 242,571
住居手当	借家で家賃16,000を超える場合に限り、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	国と同じ		千円 1,365	円 91,000
通勤手当	自動車等を使用する場合、通勤距離が片道2km以上の場合に支給	国と同じ		千円 566	円 80,857
管理職手当	管理者又は監督の地位にある職員に支給	国と同じ		千円 1,080	円 141,500
寒冷地手当	国家公務員の寒冷地手当に準じ支給 本村は4級地に該当	国と同じ		千円 1,548	円 55,285
宿日直手当	勤務1回につき4,400円	国と同じ		千円 1,672	円 76,000

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	村 長	500,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額
			814,000円／457,000円
報 酬	議 長	171,000 円 (- 円)	360,000円／140,000円
	副 議 長	142,000 円 (- 円)	320,000円／115,000円
	議 員	121,000 円 (- 円)	300,000円／100,000円
期 末 手 当	村 長	(令和5年度支給割合) 3.90 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) / (1期の手当額) / (支給時期) 支給月数×支給率(0.42)×1期(48期) / 10,080,000円 /任期毎	
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和6年4月1日現在)

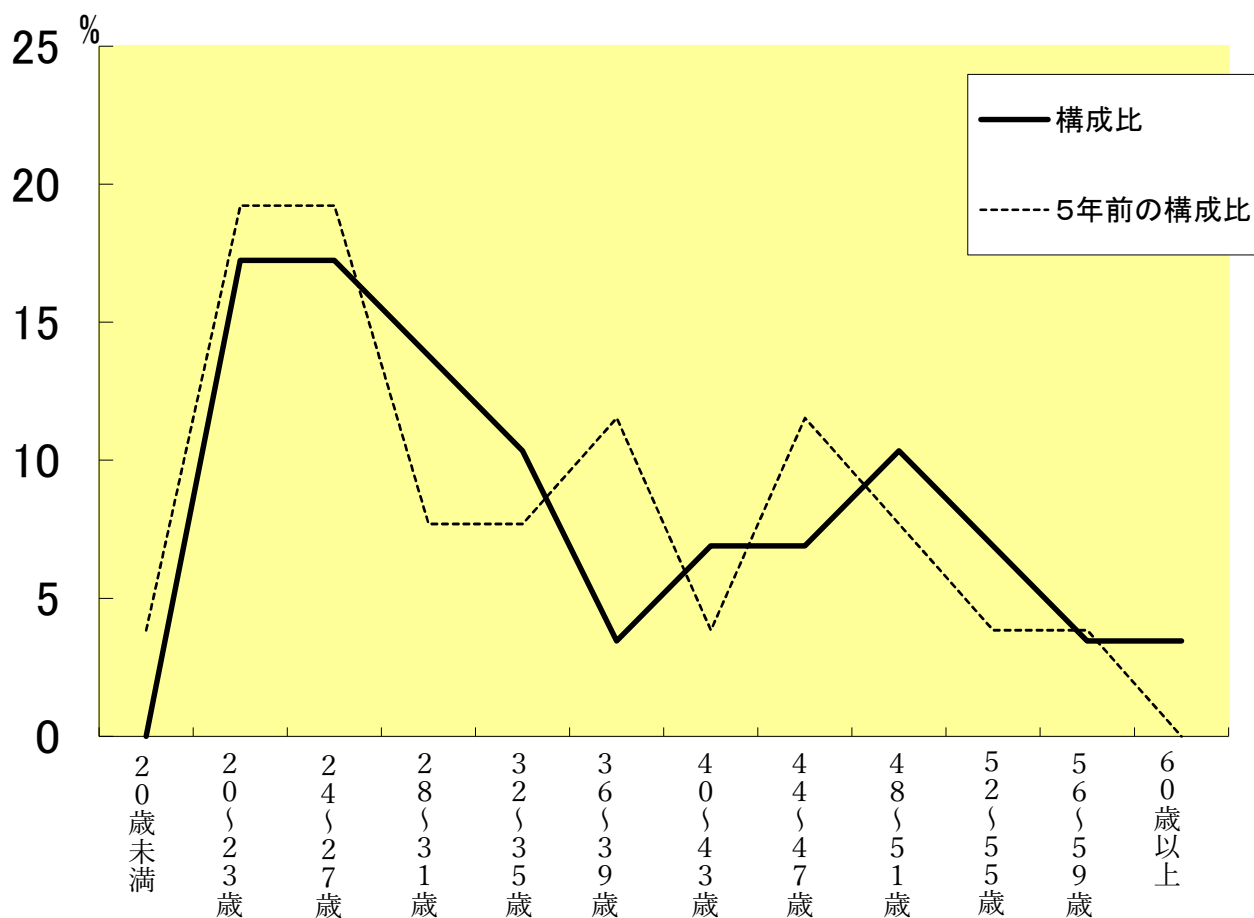
（令和6年4月1日現在）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和5年	令 和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	0	0	+1	
		総 務	5	6		
		企 画	2	2		
		税 務	1	1	-1	
		労 働	0	0		
		農 水	2	1		
		林 務	1	1	-2	
		商 工	1	1		
		土 木	3	1		
	民 生	1	3	+2		
保 育	2	2	-1			
衛 生	3	2				
	計	21	20	-1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 312.989人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 225.38人）	
	教育部門	3	3			
	消防部門	0	0			
	小 計	24	23	-1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 359.93人 （類似団体の人口1万当たりの職員数 262.95人）	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 （ 診 療 所 ）		2	2		
	水 道		0	0		
	交 通		0	0		
	下 水 道		0	0		
	そ の 他 （ 国 保 ・ 介 護 ）		2	2		
	小 計		4	4		
合 計			28	27	-1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 422.53人
			[42]	[42]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	5人	4人	3人	1人	2人	2人	3人	2人	1人	1人	29人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	19	19	20	18	21	20	-1(95.2%)
教育	3	3	3	2	3	3	0(100%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	22	22	23	20	24	23	-1(95.8%)
公営企業等会計計	4	4	4	4	4	6	+2(150%)
総合計	26	26	27	24	28	29	+1(103.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。